

監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人京都教育大学の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表即ち、貸借対照表・損益計算書・利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書並びに事業報告書及び決算報告書について監査を行った結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、当期の監査計画等に従い、本学が掲げる理念・目標を達成する観点から本学業務の適切かつ効率的な運営に資するよう財務会計の制度化及び業務運営の効率化並びにコンプライアンスの充実を重点監査項目として設定し、経営協議会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ）、担当課長、重要な決裁書類、議事録等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。さらに、会計監査法人から報告及び説明を受け、財務諸表等及び附属明細書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 法人の業務執行が、関係する諸法令及び本学の業務方法書その他の規則等に準拠して適正に実施されたものと認めます。
- (2) 法人の大学運営は中期計画、年度計画、予算、収支計画及び資金計画に基づき、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されたものと認めます。
- (3) 準用通則法第28条第2項の規定に基づき業務方法書に記載する内部統制システムに関する記述の内容については、相当であると認めます。また、内部統制システムに関する職務の執行について指摘すべき重大な事項は認められません。
- (4) 法人の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは規定に違反する重要な事実は、認められません。
- (5) 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。
- (6) 独立行政法人通則法第38条に定める財務諸表、決算報告書及び事業報告書は、国立大学法人京都教育大学の業務運営の状況を適正に示しているものと認めます。

平成27年6月23日

国立大学法人京都教育大学

監事

成瀬龍夫



監事

鈴木治一

